



知的障害教育の現在 その固有性と役割

特集にあたって

高橋 智

関係者の間で知的障害教育研究の衰退が語られるようになって久しい。検索エンジン「CiNii Articles」にて知的障害教育関係論文数の推移(1980～2019年)について確認すると1980年～2019年に公開された知的障害教育関係論文数は5407件、その内訳は「1980～1989年：1004(18.6%)」「1990～1999年：1159(21.4%)」「2000～2009年：1708(31.6%)」「2010～2019年：1536(28.4%)」となり、この10年間は確かに減少しているのである。

しかし、知的障害教育関係論文数は減少しても、知的障害当事者の抱える多様な学習困難・人権侵害等が解消していないのは、次のような事例からも明らかである。

①知的障害特別支援学校在籍の児童生徒数は2009～2018年度の10年間で約1.28倍に増加(文部科学省, 2020)、特別支援学校には設置基準がないことと相まって、従来からの過大過密化問題により一層拍車をかけていること。

②知的障害特別支援学校高等部生徒の約45%は軽度知的障害、又は療育手帳等を保持していない発達困難を抱えた生徒である(全国特別支援学校知的障害教育校長会, 2017)。彼らは家庭でのネグレクト・虐待、学校での無理解・いじめ・不応等等の負の影響を受けていることも多く、本人の困難を丁寧に聞き取り、ニーズに応じた発達支援、卒業後の移行支援が求められていること。

③知的障害特別支援学校高等部卒業後の進路は社会福祉施設入所等60.4%、就労34.0%、教育訓練機関等1.3%、進学0.4%等(文部科学省, 2020)、特に進学率の低さが顕著である。保護者

からは知的障害特別支援学校の教育に対して、当事者を成長・発達し続ける存在として期待し、積極的な教科学習の保障等の声が強くと挙がっていること(信田敏宏, 2015・2018)。

そうした動向も踏まえて、まずは不分明な知的障害教育の現状とその固有性・課題を明らかにするために、「制度論・対象論・発達論・方法論・実践論」の角度から本特集を組んだ。

制度論では越野が現行の知的障害教育システムの課題を明らかにし、國本は実現が求められている「権利としての生涯学習」について文部科学省の「政策としての生涯学習」と対比しながら検討している。対象論では清水が戦後の知的障害概念のエポックメイキングについて、1953年文部省303号通達の「教育上特別な取扱を要する児童生徒」を特別ニーズ教育の視点から「特別な教育的ニーズ児」として取り上げ、発達論では菅野がダウン症候群の発達特徴と発達課題のレビューを通して生涯発達支援論を打ち出している。方法論では高橋・池田・田部が当事者のニーズ論から知的障害教育の機能や支援方法を検討し、実践論では塩田が特別支援学校における教科学習と知的障害生徒の学びの本質の意味、桜井が特別支援学級における「性と生の学習」を通した子どもの学びの回復と発達の保障についてまとめている。

その他、ワイドアングル・書評において、特集と関係させて注目すべき新機軸の実践やナラティブな当事者研究の作品を取り上げた。本特集が、現代における知的障害教育の固有の機能と役割を説明する一助になることを願っている。

(たかはし さとる 日本大学)